

## 令和8年度 保育料・副食費

### 令和8年度 保育料

#### 保育標準／短時間認定（2・3号）

| 階層区分 |             |             | 保育料（月額）           |                   |                       |
|------|-------------|-------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
|      |             |             | 0歳～2歳児            |                   | 3歳～5歳児                |
|      |             |             | 保育標準時間            | 保育短時間             |                       |
| 1    | 生活保護等       |             | 0 円               | 0 円               | 幼児教育・保育の無償化により<br>0 円 |
| 2    | 市町村民税非課税    |             | 0 円               | 0 円               |                       |
| 3    | 市町村民税所得割課税額 | 48,600円未満   | 12,000 円（4,000 円） | 11,500 円（4,000 円） |                       |
| 4a   |             | 72,800円未満   | 25,000 円（4,000 円） | 24,500 円（4,000 円） |                       |
| 4b   |             | (77,101円未満) | 30,000 円（4,000 円） | 29,500 円（4,000 円） |                       |
|      |             | 97,000円未満   | 30,000 円          | 29,500 円          |                       |
| 5a   |             | 133,000円未満  | 36,000 円          | 35,500 円          |                       |
| 5b   |             | 169,000円未満  | 37,000 円          | 36,500 円          |                       |
| 6a   |             | 235,000円未満  | 38,000 円          | 37,500 円          |                       |
| 6b   |             | 301,000円未満  | 39,000 円          | 38,500 円          |                       |
| 7    |             | 397,000円未満  | 40,000 円          | 39,500 円          |                       |
| 8    |             | 397,000円以上  | 41,000 円          | 40,500 円          |                       |

#### 教育標準時間認定（1号）

| 階層区分 |             | 保育料（月額）               |
|------|-------------|-----------------------|
| 1    | 生活保護等       | 幼児教育・保育の無償化により<br>0 円 |
| 2    | 市町村民税非課税    |                       |
| 3    | 市町村民税所得割課税額 | 77,100円以下             |
| 4    |             | 211,200円以下            |
| 5    |             | 211,201円以上            |

※（ ）書きは、ひとり親家庭世帯・在宅障害児（者）のいる世帯などの額。

※市町村民税所得割課税額や世帯員等に変更があった場合は、変更に伴う申請のあった翌月から保育料等に反映します。必ずお知らせください。

さかのぼっての変更算定は、行いません。

※制度改正等により保育料等が変更となる場合もあります。

#### 市町村民税所得割課税額について

算定の基礎となる市町村民税所得割課税額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額控除）適用前の税額です。

父母合算の税額で算定します。

※世帯の状況により、祖父母の市町村民税所得割課税額を含む場合があります。（父母が非課税の場合、同居の祖父母の税額で算定することがあります。また、祖父母が父母または入園児童を税法上の扶養としている場合は、扶養義務者とみなされるため別居していても保育料等の算定に含める場合があります。）

#### 年齢区分について

3歳～5歳児：令和2年4月2日～令和5年4月1日に生まれた子ども

0歳～2歳児：令和5年4月2日以降に生まれた子ども

（年度途中で満3歳になった場合も、0歳～2歳児区分での算定となります。）

#### 保育料・副食費の算定切り替え時期について

令和8年4月から8月分（前期分）は令和7年度（令和6年中）の市町村民税所得割課税額で算定します。

令和8年9月から3月分（後期分）は令和8年度（令和7年中）の市町村民税所得割課税額で算定します。

※3号認定から2号認定に切り替えとなった場合でも、令和8年度中は0歳～2歳児区分の金額となります。

#### 保育料の軽減措置について（2・3号）

##### 多子軽減①

生計を同一にする子どもが2人以上いる世帯は、きょうだいの年齢制限無しで第2子は半額、第3子以降は0円となります。

##### 多子軽減②

ひとり親家庭世帯・在宅障害児（者）のいる世帯などのうち、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯は、きょうだいの年齢制限無しで第2子以降は0円となります。

その他の世帯については、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯が、きょうだいの年齢制限無しで第2子以降は0円となります。

※入園児童に、大学生など別居の生計を同一にするきょうだいがいる場合は、津幡町役場 子育て支援課（TEL 076-288-6726）へお申し出ください。（別途書類の提出を求める場合があります。）